

新	旧
<p style="text-align: right;">府子本第 370 号 雇児発 0427 第 2 号 平成 29 年 4 月 27 日 <u>府子本第 45 号</u> <u>子発 0131 第 4 号</u> <u>最終改正 令和 5 年 1 月 31 日</u></p> <p>公益財団法人児童育成協会 理事長 藤田 興彦 殿</p> <p style="text-align: center;">内閣府子ども・子育て本部統括官 (公 印 省 略) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;">企業主導型保育事業等の実施について</p> <p>標記事業の実施については、別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」により行うこととし、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p>	<p style="text-align: right;">府子本第 370 号 雇児発 0427 第 2 号 平成 29 年 4 月 27 日 <u>府子本第 1031 号</u> <u>子発 1208 第 2 号</u> <u>最終改正 令和 4 年 12 月 8 日</u></p> <p>公益財団法人児童育成協会 理事長 藤田 興彦 殿</p> <p style="text-align: center;">内閣府子ども・子育て本部統括官 (公 印 省 略) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;">企業主導型保育事業等の実施について</p> <p>標記事業の実施については、別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」により行うこととし、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p>

別添

企業主導型保育事業費補助金実施要綱

第1 (略)

第2 事業の内容

1. (略)
2. 企業主導型保育助成事業

実施機関（事業の実施主体として内閣府から決定を受けた機関をいう。以下同じ。）が行う以下の事業

- (1)～(3) (略)
- (4) 企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）
以下の①又は②に該当する事業をいう。

- ① (略)
- ② 令和2年7月初日から令和5年3月末日までの間、事業実施者に対し、企業主導型保育施設を利用する児童のうち、第3の2の(3)－2②に規定する児童に係る利用者負担額の軽減に要する費用を助成する事業

第3 企業主導型保育事業の実施方法等

1. (略)
2. 事業の内容

- (1)～(3) (略)
- (3)－2 企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）の対象児童
以下の①又は②に該当する場合を対象とする。

- ① (略)
- ② (2)の対象となる児童のうち、(3)の対象とならない児童であって、令和2年7月初日から令和5年3月末日までに、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は当該感染症に感染した者の濃厚接触者となった職員や児童を確認した施設が当該感染症の感染拡大の防止を図るため臨時休園等や利用者に対する登園自粛の要請を行ったことなどの事由により、当該保育施設を欠席した児童（当該児童に対し、当該欠席の日数に応じて、4の(4)①ウに定める利用者負担額の設定方法により利用者負担額の軽減を実施する企業主導型保育施設の利用児童に限る。）

- (4)～(8) (略)

- 3.～4. (略)

第4～第6 (略)

(別紙1)～(別紙9) (略)

別添

企業主導型保育事業費補助金実施要綱

第1 (略)

第2 事業の内容

1. (略)
2. 企業主導型保育助成事業

実施機関（事業の実施主体として内閣府から決定を受けた機関をいう。以下同じ。）が行う以下の事業

- (1)～(3) (略)
- (4) 企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）
以下の①又は②に該当する事業をいう。

- ① (略)
- ② 令和2年7月初日から令和5年1月末日までの間、事業実施者に対し、企業主導型保育施設を利用する児童のうち、第3の2の(3)－2②に規定する児童に係る利用者負担額の軽減に要する費用を助成する事業

第3 企業主導型保育事業の実施方法等

1. (略)
2. 事業の内容

- (1)～(3) (略)
- (3)－2 企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費）の対象児童
以下の①又は②に該当する場合を対象とする。

- ① (略)
- ② (2)の対象となる児童のうち、(3)の対象とならない児童であって、令和2年7月初日から令和5年1月末日までに、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は当該感染症に感染した者の濃厚接触者となった職員や児童を確認した施設が当該感染症の感染拡大の防止を図るため臨時休園等や利用者に対する登園自粛の要請を行ったことなどの事由により、当該保育施設を欠席した児童（当該児童に対し、当該欠席の日数に応じて、4の(4)①ウに定める利用者負担額の設定方法により利用者負担額の軽減を実施する企業主導型保育施設の利用児童に限る。）

- (4)～(8) (略)

- 3.～4. (略)

第4～第6 (略)

(別紙1)～(別紙9) (略)